

【介護職員等特定処遇改善加算】

<当施設における介護職員等特定処遇改善加算算定状況>

当施設では令和5年4月より介護職員等特定処遇改善加算を算定しております。

<介護職員等特定処遇改善加算とは>

令和元年度の介護報酬改定において創設された加算となります。

<介護職員等特定処遇改善加算の算定要件>

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境の要件のうち一つ以上取り組んでいること。
 - ・ 職場環境要件：「資質の向上」「労働、環境、処遇の改善」「その他」
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の見える化を行っていること。

<見える化要件とは>

介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していること。

<職場環境要件及び施設としての取り組み内容>

「職場環境要件」

- ・ 新入職促進に向けた取組
 - ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・ 腰痛を含む心身の健康管理
 - ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・ 生産性向上のための業務改善の取組
 - ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ・ やりがい・働きがいの醸成
 - ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

「施設としての取り組み内容（資質向上）」

- ・ 介護福祉士免許を取得するための支援（希望者への施設内実技講習の実施など）
- ・ 各種研修への参加（介護老人保健施設主催の各種研修・講演会、認知症介護実践者研修、各種基礎・中堅研修への参加など）
- ・ 施設内研修会の定期実施